

『龍圖公案』編纂の意圖

根 ヶ 山 徹

—

『龍圖公案』は、北宋の包拯を裁判官に擬する短篇小説集である。該書の成立については、天啓、崇禎年間⁽¹⁾に雕版に附されたのが最も早いと推測されるにとどまり、絶對的年代を知ることとはできない。さらに該書に收められる作品は、馬幼垣氏“*The Textual Tradition of Ming kung-an Fiction: A Study of the Lung-t'u kung-an*” (Harvard Journal of Asiatic Studies, Vol. 35, 1975) などの論文に指摘されるように、大部分が萬曆年間以降に相前後して上梓された公案小説集から直接に採録されたものであり、創作性には乏しいと言わざるを得ない。

しかしながら『龍圖公案』が、對偶構成をとるよう^にに作品を配列した後に評語を附す、という形態をとることからすれば、既成作品の援用は決して無批判に行われているのではなく、作品の選擇、配列にあたっての編者の意識

が強く反映されていることを豫測せしめる。特に評語においては、作品の内容に即した、あるいはそこから投影される現実社會に對しての警拔なる時評が發せられている。すなわち、評語から見れば、『龍圖公案』は、當時の社會現象と不可分にからみあっており、明末の時代精神を如實に示す一つの典型であると考えられる。

本稿は、先學による諸論考の示唆を受けながら、『龍圖公案』と先行する公案小説集との比較を行い、同時に編纂の意圖を解く關鍵として重要な位置を占めるにもかかわらず、從來全く顧みられなかった評語にも注目して、該書の編纂意圖を探らうとするものである。

二

萬曆年間以降に刊行され、『龍圖公案』に素材を提供した公案小説集については、前掲馬氏論文のほか、P.D. Hanan 氏の論考⁽²⁾、大塚秀高氏の諸論考などに詳述されている。ここでは、詳細については右にゆずるものとし、所見も加えて『龍圖公案』に至る公案小説集の流れを概観してみたい。

A、百家公案

朱仁齋與畊堂梓行の萬曆甲午（一五九四）刊本（名古屋市蓬左文庫）、書林景生楊文高梓行の萬曆刊本⁽⁴⁾（山口大學樓息堂文庫）が存する。編者はともに錢塘散人安遇時。また、萬卷樓梓行で、萬曆丁酉（一五九七）刊本と思しき舊朝鮮總督府藏本の存在が知られる。

本書は、全篇包拯に纏わる小説集で、全百回九十七則（六則が二回に分けられる）を收める。P.D. Hanan 氏は

『龍圖公案』編纂の意圖（根ヶ山）

本書の編者を三人であると想定し、aの編著にかかる作品(第30回〜40回、第72回〜100回)と、bの編著にかかる作品(第41回〜71回)に、c、つまり安遇時自らが編著した作品(第1回〜第29回)を付加し、同時に全體の編輯にも携わった、とする。

これら作品は、白話小説や文言小説、また元來包公説話であつたものなど既成の作品を翻案し、改變を加えて取込んだものであり、内容も、動物の精などの超自然現象によって引起された事件を裁くもの、冤罪を裁くものなどを收めており、多様性に富む。とりわけ尊卑を問わず官吏に纏わる斷獄は、本書の原據の一端を擔う「成化説唱詞話」の包公ものと同様に、官吏批判の意圖が著しく、重要視されてしかるべきである。

作品の配列は、おおむね對偶構成をとる。しかし嚴密なものではなく、時折この法則が崩れる。これは、多方面にわたる先行作品を積極的に採取したために、對偶という基準を設けながらも、それに準じた作品の配列が困難であつたためと考えられる。

卷九以降の作品の最後に、「且看下回説出甚説文來」(第73回)、「且看下節如何分解」(第74回)、「只因此件公案、又判出二冤枉來、下回便見」(第76回)、「且看那一回公案、下節便見」(第80回)、「且看後來因甚復取用、下回公案便見」(第82回)、「且看接何公案」(第83回)、「且看後來如何、下回公案便見」(第88回)、「且看後節公案如何、下回便見」(第89回)、「且看如何、下回公案便見」(第93回)と、さながら章回體を思わせる語を用いるのは、「成化説唱詞話」の『新刊全相説唱包待制出身傳』が『百家公案』では「包待制出身源流」と第79回から第81回までに、『新刊全相説唱包龍圖陳州糴米記』が第82回から第85回までと、第72、73回に、また『新刊全相説唱足本仁宗

『認母傳』が第74、75回に分割して收められることにもよろう。大塚氏によれば、明代中期以前の包公説話は、獨立したいくつかのシリーズからなっていたと思われ、それらを取込んだ『百家公案』は、章回小説の體裁をとるための回数の水増しに迫られ、またシリーズ内での連続性を無視した排列替えが行われた、とする。P.D.Hanan氏も、卷九以降の作品の元來の配列順序を、第86回、第79回〜85回、第72回〜75回、第87回〜100回、第76回〜78回の順であった、と推定する。

さて『龍圖公案』は、この『百家公案』から五十一回四十八則を採録する。『龍圖公案』の編者が如何なる基準に則り作品を選択、配列したか、一概に論ずることはできぬが、『百家公案』での作品配列の序次は無視して、對偶を作り得る内容をもつ作品を二則ずつ採録したことは確かである。

B、詳刑公案

京南歸正寧靜子輯、吳中匡直淡薄子訂で、潭陽劉太華の明德堂梓行にかかる版が、日光慈眼堂⁽⁶⁾、神田喜一郎博士⁽⁷⁾、大連圖書館に藏される。また大連圖書館藏本にもとずく油印本が存する。十六類四十則を收め、十二則が『龍圖公案』に採録されている。

C、律條公案⁽⁹⁾

金陵陳玉秀選校で、書林蕭少衢師僧堂梓行本が、内閣文庫に藏される。十四總類四十六則を收め、十三則が『龍圖公案』に採録され、その十三則中十則はBから採録されるものと重複する。

このB、C間では、『龍圖公案』に收められる作品をも含めて、三十二則を共有する。馬氏は、B、C間に文字

『龍圖公案』編纂の意圖(根ヶ山)

上の異同がほとんど認められず、作品の末尾に附される按語が、共有の三十二則内では全く同じであるほか、さらにBでは五則に、Cでは二則にも附されること、B、C兩本に施される音註には、一方に明らかに筆誤と思しき箇所が見られることなどから、B、Cには祖本が存在した可能性を指摘する。

D、詳情公案

臨川毛伯丘兆麟訂で、建邑の陳懷軒の存仁堂梓行本が、(a)名古屋市蓬左文庫、(b)内閣文庫、(c)東京大學東洋文化研究所に架藏される。本書が複雑な成立過程を経たことは、大塚氏が詳しく論考されている。(a)(b)(c)三本を通じた十七門四十七則中、『龍圖公案』とは九則が一致し、九則全てがB、Cから採録される作品に含まれる。しかし、本書の成立は、天啓・崇禎年間と推定され、『龍圖公案』に素材を提供した可能性は極めて少ない。

E、廉明公案

(a)萬曆乙巳(一六〇五)刊の雙峯文臺余氏梓行本(富岡氏)¹⁰、(b)萬曆戊戌(一五九八)の紋、木記を有する建泉堂文臺堂梓行本(北京圖書館、周越然氏)¹¹と、林羅山によるその鈔本(内閣文庫)、(c)三臺館雙峯堂梓行本(名古屋市蓬左文庫)、(d)萃英堂宗文堂梓行本(内閣文庫)の四本が知られる。本書の成立事情についても、大塚氏が詳しく論じられている。(c)(d)は目録には十六類百五則を記すが、実際には百三則しか收められず、(b)の鈔本のみ百五則を收める。馬氏は、このうち六十一則が小説と呼ぶにふさわしい規模を備えていない、とするが、それには關係なく全百五則から二十二則が『龍圖公案』に採録されている。

F、諸司公案

山人仰止余象斗編述で、書林文臺余氏三臺館梓行本が、國立國會圖書館に藏される。封面に「全像續廉」明公案傳」と記すことから、Eの續篇として上梓されたものと思われる。目録には六類五十八則を記すが、實は五十九則を収めている。『龍圖公案』は本書から作品を採録しない。

G、明鏡公案

葛天民・吳沛泉彙編で、三槐堂王崑源梓行本が、内閣文庫に藏される。各卷末の記載から、F同様にE系統の書であることを窺わせる。目録によれば、全七卷、十類五十八則から成る。現存する卷四までは、六類二十八則を記すが、実際には二十五則しか収めていない。『龍圖公案』とは一則が一致し、これはEから採録される作品に含まれる。

E、F、Gの三書について纏めると、『龍圖公案』の素材は、『廉明公案』一書のみであると考えられる。さてB、C、D、E、F、Gにおけるストーリーの展開は、まず事件内容を記し、ついで訴狀、裁判の過程を敘べ、最後に判決文で結束する、という形態をとり、實在したか否かは別として、いわゆる名公諸司による裁判記事の集成である。

これは、林羅山手鈔本『廉明公案』（Eの(b)）のみに附される余象斗の敘からも明らかである。

乃取近代名公之文卷、先敘事情之由、次及訐告之詞、末述判斷之公、彙輯成帙、分類編次。大都研窮物情、辨雪冤滯、察人之所不能察者、非如包公案之捕鬼鎖神幻妄不經之說也。……且執法者鑑往轍之成敗、而因此以識彼、識細民之情僞、而推類以盡餘。

「鬼を捕え神を鎖す」作品、例えば狐狸の精を斷じ（第3回、第13回など）、城隍神の惡業を裁く（第31回、第33回など）「幻妄不經の説」を收める『包公案』、つまり『百家公案』とは異なり、「近代名公の文卷」から取った名裁判の判例を集めた、執法者は鑑とせよ、と言うのである。この言説は、他の五種類の公案小説集にも妥當するものと言えよう。

作品の配列は、「類」あるいは「門」をたてて、それぞれの標題に概括される内容にしたがって作品を分類するという形態をとる。

『龍圖公案』がB、C、Eの三書からどのような作品を選択したかについては、それぞれの「類」、「門」に固執することなく、多種多様の内容を網羅すべく選擇がなされていること、しかも『百家公案』からの採録と同様に、對偶構成をとり得ることを條件に行われていることがわかる。

以上のごとく『龍圖公案』は、來源を確定できない作品を残すものの、『百家公案』、『律條公案』と『詳刑公案』の二書、もしくはこの二書の祖本、そして『廉明公案』から、少なくとも八十五則を採録している。残る十五則のうち十二則は、冥間斷獄をテーマとしており、他の作品とは別趣である。これについては、馬氏、大塚氏共に『龍圖公案』編者の自作と推定する。

三

このように、先行する公案小説集から『龍圖公案』に収録されない作品もあるものの、収録された作品について

は、文章に刪省を施し、あるいは裁判官の名前を包拯に變えたり、新たに包拯を登場させたりして『龍圖公案』が成立した。

さて、現在目録し得る『龍圖公案』には、およそ二系統の版が存する。百則を収める繁本と、六十二則を収める簡本がそれである。⁽¹²⁾

繁本はさらに二系統に分けられる。

一つは、二則ごとに「聽五齋評曰」という評語を附す評定本である。山口大學棲息堂文庫にはこの評定本を藏する。この版は、封面は缺くが、目録、及び各巻の内題を「新評龍圖神斷公案」に作り、半葉五行、行十字の序文、目録、圖と題詞を附す。十巻本で各巻十則を収める。本文は半葉九行、行十九字。天啓刊とされる。この評定本には、四美堂梓行の乾隆丙甲（一七七六）刊本（早稻田大學、靜嘉堂文庫）、貴文堂梓行の道光辛巳（一八二〇）刊本（東洋文庫）、益智堂梓行本（東北大學、内閣文庫）などが知られる。

いま一つは、評語を附さない無評語本である。京都大學人文科學研究所藏本は、封面に「百斷奇觀」繡像龍圖公案「兩餘堂藏板」と題し、半葉八行、行二十四字の序文、目録、圖を附す。八巻本。本文は半葉十二行、行二十六字。⁽¹³⁾九州大學文學部藏本は、封面に「新繡繡像善本」龍圖公案「金閨種書堂校梓」と題し、半葉七行、行十七字の序文、目録、圖を附す。全十巻で、本文は半葉十行、行二十二字。

まず評定本と無評語本とが如何なる關係にあるかについて、卷一「鎖匙」を例に比較してみる。素材は『詳刑公案』卷四、『律條公案』卷九の「戴府尹斷婚姻誤賊」（婚姻類）である。

戴府尹斷婚姻誤賊	評定本	鎖匙
共船過京、會試	共船過京、會試	共船往京、會試
一男一女結爲夫婦	是一男一女結爲夫婦	是一男一女結爲夫婦
病革、遺書一紙于龍	病革、遺書一紙于龍	病重、遺書一紙于龍
雖過小聘、未嘗納綵	雖過小聘、未當納采	雖過小聘、未嘗納采
必要六禮	必行六禮	必行人禮
他安能斬乎	使安能斬乎	再作理會
但彼不能營運、故至此耳、彼父雖亡、遺書猶在	但彼不能營運致此、彼父雖亡、前言猶在	後彼雖前言猶在
朝棟過于牆外、玉問曰、牆外何人、婢曰	朝棟過于牆外、瓊玉問道、牆外何人、婢指道	朝棟過于牆外、婢指道

<p>朝棟因見女子星眸月貌</p>	<p>親決不違父命而退</p>	<p>終久團圓、身上怎不穿些好衣服、如何這等襪襪、生曰、其奈無何、玉曰、你既無衣、晚下可在此來</p>	<p>你今此言合理、</p>	<p>至花園小門、備言其父、與母議、欲悔親別嫁</p>	<p>絲紬三疋、臨別、令生又來是以夜去明來、每夜丹桂候門、以至于今、前十一夜、因母有恙、是晚繼身不得未去、不知何賊噉知、故遭此變、偶因手迫無銀</p>	<p>今何在哉</p>
<p>朝棟因見女子星眸月貌</p>	<p>親決不違父命而退</p>	<p>終久團圓、身上怎不穿些好衣服、朝棟道、其無奈何、瓊玉道、你既無衣、你晚下可在此來</p>	<p>你今言合理、然</p>	<p>至花園小門、備言其父、與母商議、欲悔親別嫁</p>	<p>絲紬三疋、臨別、令生又來是夜去明回、每夜丹桂候門、以至于今、前十一夜、因母有恙、是夜生未及去、不知何賊噉知、故遭此變、偶因手迫無銀</p>	<p>今何在哉</p>
<p>朝棟因見女星眸月貌</p>	<p>親決不退</p>	<p>終久團圓、你晚下可在此來</p>	<p>你雖如此</p>	<p>至花園、備言其父、與母欲悔親別嫁</p>	<p>絲紬三疋、偶因手迫無銀</p>	<p>今安在哉</p>

餘未暇論

予觀戴公詳施審察、能發姦於意外、鄒公暗于知人、不能逆料於將來、朝棟一時遇厄、幸青天而剖斷無私、漸爾清貪際風雲、而終成大用、觀人者、豈可以顯晦論英雄哉

餘未盡述、總來顯晦、豈可以論英雄哉

餘未盡述

評定本『龍圖公案』は、事柄を詳密に敘述する『詳刑公案』もしくは『律條公案』を、あるいは踏襲し、あるいは刪省を施して採録し、無評語本『龍圖公案』は、それをさらに刪改した版であることを看取できる。ここでは一部分を掲げたに過ぎぬが、『龍圖公案』のほぼ全篇にわたって右のごとき事例を得る。したがって、評定本上梓の後、評語を削除し、文章に刪改を施した無評語本が行われたとの推定が可能であり、莊司格一氏の所説のごとく、無評語本における説明不足の箇所を補うべく増刪を加え、二則ごとに評語を附して評定本が刊行されたとは考えられない。

さて、六十二則を収める簡本は天理圖書館に藏される。十卷本で、封面は「李卓吾先生評」繡像龍圖公案」本坊藏板」と題し、天頭に「嘉慶壬戌年（一八〇二）冬鐫」と記す。目錄、及び各卷の内題は「新評龍圖神斷公案」に作り、半葉六行、行十六字の序文、目錄、圖を附す。本文は半葉九行、行二十字。封面には「李卓吾先生評」と記す。

すが、本文では「聽五齋評」である。

この簡本は、二十四則にのみ評語が附され、そのうち「窓外黑猿」「港口漁翁」の評語は、評定本の評語の前半部分のみであること、また「阿彌陀佛講和」「觀音菩薩托夢」の評語に

首敍彌陀觀音感應、而結以玉樞三官經之效驗

と言うにもかかわらず、「玉樞經」「三官經」の二則は收めぬことから、簡本が評定本のダイジュエスタ版として上梓されたこと、莊司氏の所説のごとくである。

以上のごとく『龍圖公案』では、評語を附した百則本が最初に刊行され、本来の形態を傳えていると考えられる。したがって本稿では、評定本『龍圖公案』を底本に考察を進めてゆくものとする。

四

さて、『龍圖公案』には二則ごとに評語が附されていること、すでに述べたとおりである。この評語は、版本の先後を考證した際に述べたように、『龍圖公案』が最初に上梓された時には附されていたものと考えられる。

冒頭の「阿彌陀佛講和」「觀音菩薩托夢」(卷一)に附される評語には次のごとく言う。

著述此書、大有深意。初視皮毛、若止爲刑名家作津梁、而叩其精微、實念念慈悲、言言道德。治世可、度世可、超世亦可。蓋儒而參之以禪玄者也。首敍彌陀觀音感應、而結以玉樞三官經之效驗。且特附孝烈貞節于後、以補其所未盡。此可見種種勸善苦思矣。

『龍圖公案』編纂の意圖(根ヶ山)

この『龍圖公案』全體を展望した評語には、編者が治世を第一義として希求したこと、そしてそれと並列的に讀者に對する勸戒を意圖するものであることの二點が言明されている。

以下、二則ごとに展開される言説は、右の評語での發言を中心に据え、個々の作品に即した内容を有するものである。そこでは、作品に登場する人物に倫理的な處斷を下すのみならず、作品中の事柄を現實社會にまで引伸しての評言が發せられている。しかもそれは、編者の個人的な經驗が反映されている。

もちろん、編者と評者が同一人物であること、右に掲げた評語に、作品の配列に言及していることから窺知されるであらうし、「玉樞經」「三官經」（卷十）の評語に

男子婦人、白叟黃童、止信得佛道兩門、說了念佛看經、無不洗心易慮。然則茲編、用佛菩薩開場、而以玉樞三官經結束。意在斯乎。

と云うことから明らかである。

さて、こうした評語を附すための、先行作品の選擇、『龍圖公案』における作品の配列、序次は、意圖的に行われている。

例えば、卷六「移椅倚桐同覩月」「龍騎龍背試梅花」の二則は、それぞれ『百家公案』の「判貞婦被汚之寃」（第10回）、「獲學吏開國材獄」（第23回）を素材にする。『百家公案』では、「判貞婦被汚之寃」は「判姦夫竊盜銀兩」（第9回）と、姦夫と貞婦の對比をなすように配列され、友人の許嫁を奪おうとして婢女を殺した士人の話「獲學吏開國材獄」は、自分の妻を捨てて別の女性と結婚し自分の妻を殺そうとした士人の話「判停妻再娶充軍」（第24

回)と共に、不義を働いた士人の話として對偶に配列されている。ところが、『龍圖公案』では、夫であり許嫁である士人に、その友人の惡辣なる士人によって累が及び、最終的には包拯が夢に見た詩句から事件が解決する、という内容にテーマを求めて對偶構成をとっている。また、卷十「玉樞經」「三官經」は、道教の經文を念誦することによって解厄がかなう、というテーマのもとに對偶構成をとる。しかし、「玉樞經」の素材「鄭知府告神除蛇精」は、『律條公案』では除精類一則のうちの一則として、「三官經」の素材「晏代巡夢黃龍盤柱」は、『詳刑公案』では威逼類、『律條公案』では淫僧類のうちの一則として收められており、あくまでも妖蛇の精を除き、淫僧の惡行を描くという事件の内容による分類がなされている。

『百家公案』と『龍圖公案』の對偶が大幅に異なるのは、四十八則もの作品が授受され、ともに裁判官が包拯であるため、新しい組み替えで新機軸を出して、讀者の目を一新させようとしたためと考えられる。

『百家公案』以外の公案小説集からの採録にも同じことが言える。つまり、右に掲げた「玉樞經」の場合、素材の段階では鄭知府が一切をとりしきるように描かれているけれども、『龍圖公案』では鄭知府に加えて包拯も登場するように仕立てられており、また、「三官經」の場合、晏代巡の斷獄が包拯のそれに改變されている。いずれも翻案改作した作品であるにもかかわらず、新たな編纂手段を用いて、あたかも自作のように思わせる巧術である。

『龍圖公案』の各作品の題目も、原據となった作品のそれとは異なっている。先行作品では、作品の展開を概括的に示すものであるのに對し、『龍圖公案』では、事件の内容、解決の端緒を暗示する題目に改變している。しかも、趙景深氏によって指摘されるが⁽¹⁵⁾、同字數の詩句をもって對句になるように配慮されている。例えば、

卷四「耳畔有聲」（『百家公案』第37回「阿柳打死前妻之女」）は、本文中の「忽聞身畔有人低聲道」に、それと對偶に配列される「手牽二子」（同第6回「判妬婦殺妾子之冤」）は、「兩手牽引二子」により、それぞれ事件が解決へ導かれることを暗示し、卷九「兔戴帽」（『詳刑公案』謀害類「魏恤刑因鴉呢鳴冤」、『律條公案』同上）は、「夢見一兔戴了帽」から冤罪のあることを察知し、「鹿隨簞」（『詳刑公案』搶劫類「吳推府斷僻山搶殺」、『律條公案』強盜類、同上）は、「前有一簞、後鹿隨之」から犯人の姓氏を知り得たことを暗示する題目が附されている。また卷六「奪傘破傘」（『廉明公案』爭占類「金州同剖斷爭傘」）と「瞞刀還刀」（『廉明公案』爭占類「武署印判瞞柴刀」）の二則は、事件解決の方法を暗示する題目となっている。このような題目の改變も、作品の組み替えと同様に、『龍圖公案』編者による意圖的な操作である。

このように、『龍圖公案』の編者は、先行作品集から採録した作品を再編集して、五十組の對偶を作るように該書を構成している。もちろん、既成作品を編集したものである以上、當然、作品の配列、作品と評語の間には、不齊が生じている場合もある。しかし、基本的には、一つの主題に集約される作品を二則ずつ配列して主題を強調し、さらにこの二則ごとに評語を附して編者の言説を披瀝する、という形態に變りはない。

五

では個々の作品の評語には如何なる言説が附されているのであろうか。次に作品と評語との関連に留意しながら編者の主張を検討してみよう。

卷八「江岸黒龍」「牌下土地」は、それぞれ『百家公案』の「判僧行明前世冤」（第63回）、「失銀子論五里牌」（第32回）を素材にする。

「江岸黒龍」

江西の程永は客商相手に店を開いていた。ある日成都の江龍という僧が投宿した。程永は江龍が銀を持っているのに目をつけ、これを殺して銀を奪い、それを元手に商賣をして大金持になった。その後、程永は許二の娘を娶り息子をもうけた。ある日息子の程惜が程永の友人嚴正の所にやって来て、父は賊だから殺す、と刀をちらつかせた。嚴正は妻と相談し包拯に訴え出た。さてその夜、包拯は江を渡ろうとすると黒龍に坐した神君が現われ、程惜が不肖なのは二十年前のことによる、と告げる夢を見た。翌日、程永に問い正して二十年前に僧を殺したことを白状させ罰した。

「牌下土地」

鄭州王家村の王一兄弟は商賣に出かける途中、小張村の五里牌で湖南の鄭才に出會った。王一兄弟は鄭才が銀を持っていてを知ると、彼を殺して松の樹の下に埋め、奪った銀は五里牌の下に埋めた。六年後、二人が牌の下を掘起してみるが銀は見あたらず、包拯に訴え出た。包拯は陳青に命じて五里牌に向かせる。陳青は香錢を捧げて眠ると、夢に一老人が商人謀殺の一件を述べる。目が覺めて松の樹の下を掘返すと死體と銀が出て来た。かくして王一兄弟は罪に伏した。

この二則は、人を殺して銀を奪うが数年後に發覺して捉えられる、という主題のもとに配列されており、評語には

次のように言う。

嘗言莫道善惡無報、只因來遲來早。今觀一報于二十年後、一報于六年後。且問報的是遲是早、但是有報遲亦是早。

ここでは「江岸黒龍」で程永の江龍謀殺の一件が二十年後に發覺し、「牌下土地」で王一兄弟の鄭才謀殺の一件が六年後に發覺したことをもとに、因果應報を説いている。

「江岸黒龍」の素材「判僧行明前世冤」は、『百家公案』では、「決淫婦謀害親夫」(第64回)と、「牌下土地」の素材「失銀子論五里牌」は、「鎖大王小兒還魂」(第31回)、「柳城隍拿捉妖精」(第33回)と並べられている。

卷二「黄菜葉」「石獅子」は地位のある者の横暴を描く。

「黄菜葉」

皇親の趙王は師官受の妻劉都賽を誘拐した上、事の露見を恐れ官受をはじめ師家の者を皆殺しにした。危く難を逃れた師家の侍女張氏は事件を官受の弟馬都に知らせた。ところが開封府に訴えに行った馬都も趙王の手者に殺されてしまった。趙王の部下が馬都の死體に黄菜の葉を被せて捨てて行くところを、たまたま包拯に見咎められ事件が發覺した。包拯は詭計を用いて趙王を誘き寄せ、趙王を罰した。

「石獅子」

崔長者は僧侶に東街の石獅子が血の涙を流したら大洪水が起ると言われ大船を作らせた。これを聞いた二人の

屠夫は故意に石獅子に猪の血をつけた。その夜僧侶の豫言どおりに大洪水が起き、崔一家は大船に乗って助かる。途中、猿、鴉そして劉英を助けてやり、その後劉英は崔家の養子になった。さて折しも國母張皇太后が玉印を無くし發見した者には官位を授けるとの觸が出た。玉印の所在を夢に見た崔長者は劉英を都に赴かせた。かくて劉英は駙馬を授かったが、消息を尋ねて來た崔長者の息子慶を捕えた。崔長者は息子から音信が無いのを心配していた所、飛來した鴉の足に結びつけられていた手紙で崔慶の捕えられていることを知り、自ら都にのぼり、包拯に訴え出、劉英は罰せられた。

この二則に附される評語は、特に「石獅子」を對象にしたものである。

近來人家、中了一点舉人進士、便要大聲呼么喝六、學得謀人田房子女、那裏顧人舊恩。今日之爲包公者誰、噫。

殺人可恕、忘恩者難恕、十惡可赦、負義者難赦。

余少時讀書家祠中、一族叔將傭值三錢、助余油薪。余年二旬奇矣。頭顱如故、補報何時、中心藏之、何日志之。此情不報、願隨逝者。

つまり、劉英が崔長者の恩義に背いた行爲を、現實社會における舉人進士にまで敷衍しており、「黄菜葉」の趙皇親の行爲と比べても、やはりその負恩を責めている。ここには、編者の生立の経験から來た恣意的な見方が歴然と窺える。

この二則は、それぞれ『百家公案』の「東京判斬趙皇親」(第48回)、「東京決判劉駙馬」(第59回)を素材にし

ている。『百家公案』では、「東京判斬趙皇親」は、曹國舅の專横を描いた「當場判放曹國舅」（第49回）と對偶を作るように、「東京決判劉駙馬」は、猿、鴉の報恩に主眼を置いて、繩の報恩を描いた「究巨繩井得死屍」（第60回）と對偶に配列され、『龍圖公案』とは編纂時の觀點が異なる。

因みに「東京判斬趙皇親」には、安遇時の手に成ると思しき評語が附されている。

論曰、劉都賽以貌美、禍及滿門。趙王殘虐之甚、竟遭虐死。孫文儀阿黨助勢、己身莫保、而師門良賤無遺、而留張公抱五歲孩兒、出外得免、厥後冤伸恨雪、師氏不絕。此雖由包公之明、使師門死者、得以瞑目、誠亦天公報應、耿耿而不昧者矣。

ここでは、趙皇親の殘虐な行爲も、包拯の明察によって返報されたことを言う。

また、卷三「裁縫選官」「廚子做酒」も權勢家の專横を主題とする。

「裁縫選官」

山東の監生彭應鳳は妻許氏を伴って上京し王婆の店に宿していた。陳留の知縣に赴任することになった舉人の姚弘禹は許氏を見初めて、王婆と一計を案じこれを拐帶する。應鳳は如何ともし難く、生計のため鄧郎中に雇われた。その後鄧郎中の世話で陳留の縣丞として任官し、妻に再會できた。かくして包拯により姚弘禹と王婆は罰せられた。

「廚子做酒」

孫都監の息子仰は權勢家として人々に恐れられていた。仰は友人張虛の妻吳氏を奪おうとして、張虛に毒を混

ぜた酒を飲ませて殺した。たまたま陳州の饑民を賑濟に来ていた包拯は、吳氏の訴えを聞いて自ら内偵し、開元寺の廚子の謝が毒を混入したことをつきとめた。かくて孫仰は謝と共に罰せられた。

この二則には次のような評語を附す。

帶一頂紗帽、便像老虎進城。陳留舉人是也。舉人如此、進士可知。或又曰、「如孫公子者、老虎進城、就養出虎子來。」爲語今之老虎、擡頭看看、有包獵戶在。雖然、今天下之肯入虎穴以得虎子者、有幾。

ここに掲げた評語も、いずれも作品での出来事を敷衍して、廣く舉人、進士階層一般を誹謗するものと受けとめられ、現實社會で包拯に匹敵する人物の出現を希求する語と考えられる。

この二則は、それぞれ『百家公案』の「配姚弘禹決王婆死」(第25回)、「答孫仰雪張虛冤」(第47回)を素材にしている。『百家公案』では、「配姚弘禹決王婆死」は、「秦氏還魂配世美」(第26回)と、悪行を裁かれ充軍に配される士人、という内容で對偶に配列されているけれども、「答孫仰雪張虛冤」は、冤罪という内容から、「除惡僧理素氏之冤」(第45回)、「斷謀劫布商之冤」(第46回)の二則と一括して並べられている。

このうち、「答孫仰雪張虛冤」の末尾にのみ附される評語には、

論曰、宋祚隆而賢輔出、包公於國有光之語、眞所謂商湯而高陶伊尹也。吳氏爲夫訴冤、而得名節。孫某橫強、而遭刑死。此雖天理之昭昭、誠亦賢侯之智明也。千載之下、其盛也哉。

と言って、貞烈なる吳氏、ひいては、賢侯たる包拯を推贊している。

このほかにも、卷二「龜入廢井」「鳥喚孤客」の評語に

『龍圖公案』編纂の意圖(根ヶ山)

在包公、尤可謂善體物情。

と言ひ、卷五「割牛」「騙馬」の評語に

今之儼然坐虎皮者、知牛乎、知馬乎。

と言ひがごとく、『龍圖公案』の評語には士人階層誹謗、包拯贊美の語數例を見出し得る。

これらは全て清官の到來を願う發言と見做し得よう。

六

ところで『龍圖公案』において裁判に重要な位置を占めるべく名を擬される包拯とは如何なる人物であったのか、簡単に觸れておこう。

包拯は、周知のごとく實在の人物であり、北宋の眞宗・咸平二年（九九九）廬州合肥に生まれ、仁宗・嘉祐七年（一〇六二）に病歿した。事蹟は『宋史』（卷三一六）に詳しく、清廉なる人物であったこと

拯立朝剛毅、貴戚宦官爲之斂手、聞者皆憚之。人以包拯笑比黃河清、童稚婦女、亦知其名、呼曰「包待制」。京師爲之語曰、「關節不到、有閻羅包老。」

と記すがごとくである。

このほか包拯に纏わる逸話は『卻掃編』（卷中）、『夢溪筆談』（卷二二）、『墨客揮犀』（卷一）、『涑水紀聞』（卷九）などにも見え、『續夷堅志』（卷一）「包女得嫁」のように

世俗傳包希文、以正直主東嶽速報司。山野小民無不知者。

と記すものさえある。

このように、宋代から人々の筆にのぼせられた包拯について、『龍圖公案』の序文にも

今世遇無頭沒影事、必曰「待包龍圖來」。童稚婦女、亦知其名、不知龍圖之爲官也、亦不知龍圖之爲諱與號也。僉曰「龍圖龍圖」、甚之列以閻羅、比以天師。萬世而下、其謂龍圖爲人乎、爲神乎。

と、人々に敬仰される清廉なる人物に對して贊辭を贈る。

また、末尾には、

願爲民父母者、請焚香讀龍圖公案一過。龍圖其龍真龍也、其真神人也。具知在生爲龍圖、在陰爲閻羅、自是實話、非誕非誕。

と言つて、單に清官としてではなく、その超人的な才能をもって、陽間と陰間とを往來し得たことをも示している。

この序文には

江左陶煥元乃弑父、題於虎丘之悟石軒

なる刊記が附されている。陶煥元については詳細を知ることができぬが、おそらく編者であり評者であろうと推定される。

『龍圖公案』に裁判官として包拯の名が擬されるのは、包拯という人物が、宋代以來、清官としてシンボル化さ

れた傳説的な形象であり、讀者の嗜好を基盤にもつ『龍圖公案』という小説にとって甚だ都合であったことに起因しよう。包拯のように過去に存在し、人々にあまねく清官として敬仰されてきた人物の美化が、同時に當代の人物、ここでは裁判官として民衆と少なからぬ接觸のあった士人階層の批判につながることは、言を俟つまい。

事實、謝肇淛の『五雜俎』には

國家於刑獄一途、惓惓留意、不啻三讞五覆、而往往有負屈以死者。如往歲荷花之冤、甚與宋墨莊所載沈香事相類。此皆初問之官、不能用心細察、而草草下筆。其後遂一成而不可變耳。(卷十四、事部二)

と言ひ、冤罪が裁判官の不手際によって往々にして生み出されていたことを指摘している。因みに、「往歳の荷花の冤の如きは、宋の墨莊に載す所の沈香の事と相類す。」とは、張邦基の『墨莊漫錄』(卷八)に見える「熙寧五年、杭州の民裴氏の妾夏沈香が、嫡子を井戸に墜として殺した、という嫌疑をかけられ、これを擔當した裁判官がみな凡庸で、夏沈香を冤死に至らしめた。」という故事と、近年の「荷花の冤」とが非常に類似した事件であったことを指す。

『龍圖公案』の評語にも、こうした冤罪について、例えば「嚼舌吐血」「咬舌扣喉」(卷一)には
造訟者、恣無情之口、聽訟者、徇一面之詞、亦大不足憑矣。

と言つて、必ずしも公正な裁判が行われなかったことを、作品に假託して誹謗している。

また、前節で見た評語からすれば、皇親、士人の登場するものから、商人や僧侶、はては屠殺業者の登場するものまで、士庶を問わずあらゆる階層の人物が登場する話は、『龍圖公案』に収録されるに至つて、現實社會にも起り

得べき話題として扱われている。つまり、『龍圖公案』に收められる作品は、現實社會の諸相を描寫し、その背後に映る社會の本質を典型化しようとしたものである。編者は、從來の公案小説集の作品を、新たに對偶構成で再編輯しなおして、それを一層明確なものにしようとしている。

序文に、「民の父母たる者」、つまりは士人階層、さらに具體的には裁判官に、『龍圖公案』を讀んでほしい、と言うのは、傳統的儒教倫理の理念のもとで民衆を教化する立場にある士人階層に對して、同じ立場にありながらも背理的要素を有する者が存在することを、作品に腐敗した士人の話柄をも積極的に取込むことによって認識させ、同時に對立的批評を加えて綱紀の肅正を求めたためと考えられる。また教化される側の民衆には、さまざまな事件を示した上で、編者の讀書人としての立場から警戒の語をもつての誨諭を試みているのである。

いずれも、舊來の社會秩序の崩壞の危機に瀕していたと言われる明末にあつての、理想的な治世の再來を願う編者の警世意識に源を發することにはかならない。

註

(1) 上村幸次氏編著『毛利元次公所藏漢籍書目』(一九六五)

所載の『龍圖公案』(現山口大學棲息堂文庫藏)には「明天啓年刊」と記し「Wolfgang Baucen氏『The Tradition of the Criminal Cases of Master Pao' Pao-kung-an (Lung-t'u kung-an)', Oriens, 23-24 (1974)』とは「Far Eastern Library」所藏の「新評龍圖神斷公案」(内題)を書影と共に掲げ一六四〇年頃(崇禎年間)の版である

『龍圖公案』編纂の意圖(根々山)

うとする。因みにこの書影を見る限りにおいて、山口大學藏本と同一版と思われる。

(2) Judge Bao's Hundred Cases Reconstructed", Harvard Journal of Asiatic Studies, Vol. 40, No. 2, (1980)
(3) 「公案話本から公案小説集へ——『丙部小説之末流』の語本研究に占める位置——」(『集刊東洋學』四七、一九八二)、「包公說話と周新說話——公案小説生成史の側面——」(『東方學』六六、一九八三)

- (4) 前掲註(1)上村氏書目。阿英氏「明刊《包公傳》內容略述」(『小説三談』、上海古籍出版社、一九七九)にも著録される。
- (5) 「續修四庫全書提要」子部(臺灣商務印書館、一九七二)、前掲註(1) Wolfgang Bauer氏論文、馬幼垣氏「《全像包公演義》補釋」(『中國古典小說研究專集』5、聯經出版事業公司、一九八二)に著録される。
- (6) 長澤規矩也博士「日光山『天海藏』主要古書解題」(日光山輪王寺、一九七二)、豊田禎氏「某山法庫「日光山慈眼堂」觀書録」(『書誌學』十六一六、一九四二)
- (7) 神田喜一郎博士「家藏明版戲曲小説目錄」(『書誌學』十二一五、一九三九)
- (8) 大塚秀高氏『油印明清善本小説叢書』について——舊大連圖書館藏本の行く方——(『中哲文學會報』七、一九八二)に中國人民大學所藏の油印本の調査記録がある。本稿では山東大學圖書館所藏の油印本を用いた。
- (9) 莊司格一氏「律條公案について」(『東洋文化』復刊二五、一九七二)、花登正宏氏「明代通俗小説『律條公案』の音注について」(『均社論叢』一〇、一九八一)に論考がある。
- (10) 長澤規矩也博士「現存明代小説書刊行者表初稿(上)」(『書誌學』三一三、一九三三)
- (11) 『北京圖書館善本書目』卷八集部下小説類(中華書局、一九五九)、周越然氏「古之判語」(『書書書』、香港漢學圖書供應社、一九六六)
- (12) 孫楷第氏『中國通俗小説書目』には、簡本六十三則にする。後に劉保綵氏「關於龍圖公案」(李嘯倉氏編『宋元伎藝雜考』、上雜出版社、一九五三)において、簡本六十二則である旨訂正された。
- (13) 前掲註(1) Wolfgang Bauer氏論文及び Far Eastern Library-Bibliothèque Nationale 所藏本に於いて、封面を缺く以外體裁が酷似することから、兩餘堂藏板と推定し、一八〇〇年前後の版とする。
- (14) 「龍圖公案について」(『鳥居久靖先生華甲記念論集——中國の言語と文化』、一九七二)
- (15) 趙景深氏「包公傳説」(『中國小説叢考』、齊魯書社、一九八〇)
- (補記) 本稿を草し完えて後、黃岩柏氏の「《龍圖公案》新論」(『明清小説論叢』第三輯、春風文藝出版社、一九八五)を読む機會を得た。本稿と重複する部分もあるので、紹介しておく。

卷		一										卷		龍 圖 公 案	素	材					
14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1				百家公案	詳刑公案	律條公案	詳情公案	廉明公案
烘衣	偷鞋	石獅子	黃菜葉	接跡渡	夾底船	招帖收去	葛葉飄來	包袱	鎖匙	咬舌扣喉	嚼舌吐血	觀音菩薩托夢	阿彌陀佛講和								
56	20	59	48																		
					○ (謀害)		○ (謀害)		○ (婚姻)	○ (姦情)											
					○ (謀害)	○ (拐帶)	○ (謀害)		○ (婚姻)	○ (強姦)											
					○ (謀害)		○ (謀害)		○ (婚姻)	○ (姦情)											
								○ (騙害)				○ (威逼)	○ (人命)								

『龍圖公案』編纂の意圖(根ヶ山)

	卷											二				
	三															
31 三寶殿	30 陰溝賊	29 氈套客	28 死酒實死色	27 試假反試真	26 巧拙顛倒	25 忠節隱匿	24 賣真靴	23 殺假僧	22 廚子做酒	21 裁縫選官	20 青靛記穀	19 血衫叫街	18 白塔巷	17 臨江亭	16 鳥喚孤客	15 龜入廢井
	9	16					45	36	47	25	19	42	76 • 77	52	21	60
○ (旌表)			○ (人命)	○ (人命)												

『龍圖公案』編纂の意圖(根ヶ山)

五								四								
卷								卷								
48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32
啞子棒	蟲蛀葉	繡履埋泥	牙簪插地	烏盆子	紅衣婦	港口漁翁	窓外黑猿	手牽二子	耳畔有聲	絶嗣	久鰥	岳州屠	遼東軍	妓飾無異	乳臭不封	二陰笞
86	12	66	18	87	55	50	67	6	37			53	69	61	71	

○(旌表)

『龍圖公案』編纂の意圖（根ヶ山）

		八 卷										七				
82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66
鹿隨獐	兔戴帽	房門誰開	箕帚帶入	味道囑	扯畫軸	侵冒大功	屈殺英才	石牌	木印	牌下土地	江岸黑龍	賊總甲	三娘子	壽夭不均	善惡罔報	龍窟
								11	64	32	63					64
○ (搶劫)	○ (謀害)															
○ (強盜)	○ (謀害)															
○ (搶劫)	○ (謀害)															
		○ (姦情)	○ (威逼)	○ (爭占)	○ (爭占)							○ (盜賊)	○ (人命)			
												○ (盜賊)				

註一、この表は、『龍圖公案』の各作品が、先行小説集のどの作品を素材にしたかを示すものである。

二、『百家公案』欄の数字は、各作品の收められる「回」を示す。

三、『詳刑公案』以下の公案小説集の欄において、○印の下の括弧内の表記は、各作品の收められる「類」「門」の標題である。